

議 会 運 営 委 員 会

令和7年3月26日（水）

【議案の追加送付について】

議案第56号 葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例（別紙）

議案第57号 葛飾区立本田中学校ほか13校教師用教科書及び指導書の買入れについて
（別紙）

1 第1回定例会の会議運営について

第4日 3月27日（木）

- (1) 開 議 午後1時
- (2) 署名議員指名 12番 齊 藤 大 介 議員
11番 安西 まさのぶ 議員
35番 秋 家 聡 明 議員
- (3) 庶務報告 欠席者の報告
専決処分報告書
令和6年度第3回定期監査（出先機関等）報告書
令和6年度第2回工事監査報告書
例月出納検査報告書（2月末日現在）
- (4) 議案 2件一括上程 提案者説明 ～ 委員会付託

本会議休憩

}

建設環境委員会開催	庶務報告	（第1・第2委員会室）
文教委員会開催	議案関係庶務報告	（第3委員会室）
総務委員会開催	議案第57号	（第1・第2委員会室）
保健福祉委員会開催	議案第56号	（第3委員会室）
議会運営委員会開催	本会議再開後の会議運営について（第1・第2委員会室）	

}

本会議再開

- (5) 議案 6件一括上程 委員長報告 ～ 採決
委員会審査報告書・各会派の賛否（別紙）

討論の有無

- (6) 議案 39 件一括上程 委員長報告 ～ 採決
委員会審査報告書・各会派の賛否（別紙）
- (7) 議員提出議案 5 件 委員長報告 ～ 採決
一括上程 委員会審査報告書・各会派の賛否（別紙）

【追加日程】

- 議案 2 件一括上程 委員長報告 ～ 採決
- (8) 議員提出議案 1 件 提案者説明 ～ 採決（別紙）
上程
- (9) 請願 8 件一括上程 委員長報告 ～ 採決
委員会審査報告書・各会派の賛否（別紙）
- (10) 委員会の継続調査申出について（別紙）
- (11) 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見について（別紙）
- (12) 議員提出議案（意見書）について（別紙）
- (13) 区長発言
- (14) 閉 会

2 そ の 他

- (1) 専決処分の報告について（別紙）

令和7年第1回葛飾区議会定例会追加付議事件名

- 1 葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 2 葛飾区立本田中学校ほか13校教師用教科書及び指導書の買入れについて

令和7年第1回葛飾区議会定例会追加付議事件の概要

条 例 案	1 件
契 約 案	1 件
計	2 件

1 葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

保険料率等を改めるほか、所要の改正をするもの

(2) 概要

ア 保険料率等を改めること。

(ア) 基礎賦課額の所得割率、均等割額、賦課割合及び賦課限度額を改めること。

所得割 率 100 分の 8.69→100 分の 7.71 (△0.98)

賦課割合 100 分の 53→100 分の 52 (△1)

被保険者均等割 金額 4 万 9,100 円→4 万 7,300 円 (△1,800 円)

賦課割合 100 分の 47→100 分の 48 (+1)

賦課限度額 65 万円→66 万円 (+10,000 円)

(イ) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割率、均等割額及び賦課限度額を改めること。

所得割 率 100 分の 2.80→100 分の 2.69 (△0.11)

被保険者均等割 金額 1 万 6,500 円→1 万 6,800 円 (+300 円)

賦課限度額 24 万円→26 万円 (+20,000 円)

(ウ) 介護納付金賦課額の所得割率及び均等割額を改めること。

所得割 率 100 分の 2.36→100 分の 2.25 (△0.11)

被保険者均等割 金額 1 万 6,500 円→1 万 6,600 円 (+100 円)

イ 一定の所得以下の世帯の保険料（被保険者均等割）における減額する額を改めること。

例 7 割軽減の対象となる世帯

基礎賦課額から減額する額 3 万 4,370 円→3 万 3,110 円 (△1,260 円)

ウ 保険料の軽減判定基準を改めること。

(ア) 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 29 万 5,000 円から 30 万 5,000 円に改めること。

(イ) 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 54 万 5,000 円から 56 万円に改めること。

エ 未就学児 1 人当たりの保険料（被保険者均等割）における減額する額を改めること。

例 7 割軽減の対象となる世帯

基礎賦課額から減額する額 7,365 円→7,095 円 (△270 円)

(3) 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

2 葛飾区立本田中学校ほか13校教師用教科書及び指導書の買入れについて

- (1) 買入れ物件 教師用教科書及び指導書 1,527 冊
(2) 買入れの方法 随意契約
(3) 買入れ金額 3,427 万 2,404 円
(4) 買入れの相手 東京都葛飾区新小岩二丁目 22 番 15 号
株式会社延文堂
代表取締役 鈴木 英 樹
(5) 納 期 令和 7 年 4 月 25 日



6 葛総契第914-1号

令和 7 年 3 月 26 日

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（契約変更）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年3月27日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

白鳥四丁目公園改修及び防災活動拠点整備工事請負契約の変更

2 件名

白鳥四丁目公園改修及び防災活動拠点整備工事請負契約

3 契約の相手

東京都葛飾区青戸八丁目5番16号

株式会社山溪緑地

代表取締役 松 田 太 郎

4 変更内容

(1) 変更前契約金額及び工期

1億7,798万円

契約締結の日の翌日から令和7年3月13日まで

(2) 変更後契約金額及び工期

1億8,337万1,100円

契約締結の日の翌日から令和7年4月18日まで

5 変更理由

(1) 防火水槽及び防災倉庫の設置予定場所を掘削したところ、水を多く含む地質が確認

されたため、地盤改良の方法を見直し、土を砕石に入れ替えたほか、工期を延伸した。

- (2) 近隣住民や通行人の安全をより一層確保するため、工事車両出入口付近の交通誘導員の数量を増やした。
- (3) 近隣住民からの要望を受け、便所の設置位置を変更した。それに伴い、排水管、電線管、フェンス等の数量を増やしたほか、工期を延伸した。

6 専決処分年月日

令和7年3月11日



6 葛総契第914-2号

令和 7 年 3 月 26 日

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（契約変更）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年3月27日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

水元小合溜河川環境改善（電気設備更新）工事請負契約の変更

2 件名

水元小合溜河川環境改善（電気設備更新）工事請負契約

3 契約の相手

東京都葛飾区奥戸六丁目11番2号

高野・三協建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区奥戸六丁目11番2号

高野電気工業株式会社

代表取締役 高 野 大 吾

構成員 東京都葛飾区東新小岩六丁目8番1号

株式会社三協電検

代表取締役 椿 松 純

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

3億8,149万3,531円

(2) 変更後契約金額

3億8,536万7,400円

5 変更理由

- (1) 水元小合溜水質浄化センターの管理事業者と協議した結果、省人力化を図るため、既設設備に遠隔操作に対応するための機能を追加した。
- (2) 水質浄化システムの改修に当たり、次期工事で入れ替える汚泥脱水機の性能や実際の稼働状況に応じてシステムを整備する必要があるため、改修内容の一部を次期工事に見送った。
- (3) 電気設備の更新に当たり、一部の配線状況が図面と異なっていたため、配線の延長及び本数を変更した。

6 専決処分年月日

令和7年3月18日



6 葛総契第914-3号

令和 7 年 3 月 26 日

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（契約変更）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年3月27日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

東金町七丁目公園（仮称）新設及び防災活動拠点整備工事請負契約の変更

2 件名

東金町七丁目公園（仮称）新設及び防災活動拠点整備工事請負契約

3 契約の相手

東京都葛飾区亀有三丁目33番2号

株式会社桂造園

代表取締役 菊 地 謙 二

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

2億92万2,700円

(2) 変更後契約金額

2億982万2,800円

5 変更理由

- (1) 想定よりも現地の土量が多かったため、発生土の運搬及び処分の数量を増やした。
- (2) 公園の設計の高さまで掘削したところ、隣地のブロック塀が倒壊するおそれがあったため、倒壊防止の措置を行った。

(3) 地元要望により、熱中症対策としてパーゴラを増設した。

6 専決処分年月日

令和 7 年 3 月 18 日